

一次選別と二次選別の結果が相違しているファイル一覧

資料 5

【知事部局所属保管 本庁（施行日前）】

	ページ 数	課名等	No.	作成 年度	保存 期間	ファイル名	一次 選別 結果	二次選別結果			二次選別に対する実施機関の意見	
								選別判断理由	選別 結果	選別 基準	最終一次 選別	移管・廃棄 理由
1	6	法務文書課	48	R1	5	97・98・99 高知県公益認定等審議会	廃棄	附属機関の審議記録であり、選別基準15に該当し、移管が適当。	移管	15	廃棄	当該審議会は所管課が実施した立入検査等に関する報告であり、その内容にも重要事項は含まれていない。今後の方針に影響を及ぼす決定等ではないため、廃棄が適当。
2	7	法務文書課	49	R1	5	100・101・102 高知県公益認定等審議会	廃棄	附属機関の審議記録であり、選別基準15に該当し、移管が適当。	移管	15	廃棄	当該審議会は所管課が実施した立入検査等に関する報告であり、その内容にも重要事項は含まれていない。今後の方針に影響を及ぼす決定等ではないため、廃棄が適当。
3	37	南海トラフ地震対策課	31	H24	5	高知県地震・津波防災技術検討委員会 高知港における地震津波防護の対策検討WG	廃棄	南海トラフ地震対策に関連する県の計画に関する文書であり、選別基準11に該当し、移管が適当。	移管	11	廃棄	当課で保存している文書は、本検討委員会資料やそれに係る参考資料のみであるため。 ※内容自体も、行動計画の策定を検討しているものではない。（当初一時選別時のファイル内容の記載を修正。）
4	167	地域観光課	63	H30	5	「リョーマの休日キャンペーン」地域イベント等支援事業費補助金交付要綱	廃棄	補助金交付要綱の制定に関する文書であるため、選別基準19に該当し、移管が適当。	移管	19	廃棄	歴史公文書等選別基準文書例19に記載されている顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ事業ではないため廃棄が適当だと考える。
5	212	農産物マーケティング戦略課	18	H7	30	平成7年度自動制御荒茶加工施設（附帯工事）出来高設計書	移管	付帯工事に関する文書であり、廃棄が適当。	廃棄		移管	No.17、No.29と同じ施設の模様替え届出書類で、一体の資料であるため。
6	243	環境対策課	38	H22、H23	14	物部川・仁淀川・吉野川・渡川（四万十川）水質汚濁防止連絡協議会	廃棄	河川における水質事故等の協議等に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	国土交通省四国地方整備局の各河川事務所が開催する会の配布資料であり、国にて資料が保管されていると推測されるため。
7	243	環境対策課	40	H20	17	仁淀川・物部川水系水質汚濁防止連絡協議会 H20年度	廃棄	河川における水質事故等の協議等に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	国土交通省四国地方整備局の各河川事務所が開催する会の配布資料であり、国にて資料が保管されていると推測されるため。
8	243	環境対策課	41	H21	16	H21年度 仁淀川・物部川水系水質汚濁防止連絡協議会	廃棄	河川における水質事故等の協議等に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	国土交通省四国地方整備局の各河川事務所が開催する会の配布資料であり、国にて資料が保管されていると推測されるため。
9	243	環境対策課	42	H22	15	H22年度 仁淀川・物部川水系水質汚濁防止連絡協議会	廃棄	河川における水質事故等の協議等に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	国土交通省四国地方整備局の各河川事務所が開催する会の配布資料であり、国にて資料が保管されていると推測されるため。

一次選別と二次選別の結果が相違しているファイル一覧

資料 5

【知事部局所属保管 本庁（施行日前）】

	ページ 数	課名等	No	作成 年度	保存 期間	ファイル名	一次 選別 結果	二次選別結果			二次選別に対する実施機関の意見	
								選別判断理由	選別 結果	選別 基準	最終一次 選別	移管・廃棄 理由
10	243	環境対策課	43	H23	14	H23年度 仁淀川・物部川水系水質汚濁防止連絡協議会	廃棄	河川における水質事故等の協議等に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	国土交通省四国地方整備局の各河川事務所が開催する会の配布資料であり、国にて資料が保管されていると推測されるため。
11	243	環境対策課	44	H25	12	H25年度 仁淀川・物部川水系水質汚濁防止連絡協議会	廃棄	河川における水質事故等の協議等に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	国土交通省四国地方整備局の各河川事務所が開催する会の配布資料であり、国にて資料が保管されていると推測されるため。
12	244	環境対策課	45	H26	11	H26年度 仁淀川・物部川水系水質汚濁防止連絡協議会	廃棄	河川における水質事故等の協議等に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	国土交通省四国地方整備局の各河川事務所が開催する会の配布資料であり、国にて資料が保管されていると推測されるため。
13	244	環境対策課	46	H27	10	H27年度 仁淀川・物部川水系水質汚濁防止連絡協議会	廃棄	河川における水質事故等の協議等に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	国土交通省四国地方整備局の各河川事務所が開催する会の配布資料であり、国にて資料が保管されていると推測されるため。
14	244	環境対策課	47	H28	9	H28年度 仁淀川・物部川水系水質汚濁防止連絡協議会	廃棄	河川における水質事故等の協議等に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	国土交通省四国地方整備局の各河川事務所が開催する会の配布資料であり、国にて資料が保管されていると推測されるため。
15	244	環境対策課	48	H29	8	H29年度 仁淀川・物部川水系水質汚濁防止連絡協議会	廃棄	河川における水質事故等の協議等に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	国土交通省四国地方整備局の各河川事務所が開催する会の配布資料であり、国にて資料が保管されていると推測されるため。
16	245	環境対策課	55	H27	10	水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて H27 底層度 DO 透明度 答申など	廃棄	審議会等の答申に関する文書であり、選別基準15に該当し、移管が適当。	移管	15	廃棄	中央環境審議会は、高知県の設置する審議会ではなく、答申内容は高知県に特化したものではない。国の設置する中央環境審議会から大臣への答申を、国が全国へ提供したものでインターネット上で広く一般公開されている書類であるため。
17	255	土木政策課	48	H30	5	高知県社会資本整備推進本部会議 関係書類	廃棄	県の主要な施策を実施する会議に関する文書であり、選別基準3に該当し、移管が適当。	移管	3	廃棄	部としてとりまとめた文書は移管することとしているが、こちらは課として処理した簡易な文書であり、廃棄が適当

一次選別と二次選別の結果が相違しているファイル一覧

資料 5

【教育委員会事務局（施行日前）】

	ページ 数	課名等	No	作成 年度	保存 期間	ファイル名	一次 選別 結果	二次選別結果			二次選別に対する実施機関の意見	
								選別判断理由	選別 結果	選別 基準	最終一次 選別	移管・廃棄 理由
18	407	幼保支援課	2	H17	5	平成17年度 保育所耐震診断事業費補助金	移管	保育所耐震診断に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。※H17が初年度	移管	12	廃棄	H17年度の耐震診断補助金に関する文書であり、廃棄が適当（H15施行の要綱に基づくもので、H17は初年度ではない）。

【県立学校（施行日前）】

	ページ 数	課名等	No	作成 年度	保存 期間	ファイル名	一次 選別 結果	二次選別結果			二次選別に対する実施機関の意見	
								選別判断理由	選別 結果	選別 基準	最終一次 選別	移管・廃棄 理由
19	465	高知追手前高校学校 校吾北分校	134	H30	1	学校運営総括資料文書 事務室関係文書 (学校要覧等校正文書)	廃棄	当該年度の教育方針など重要事項がまとめて記載され、学校アーカイブスとして残していくべき文書であり、選別基準24に該当し移管が適当。	移管	24	廃棄	学校要覧のうち事務室に係るページ(5P)だけの書類であり、諸調査等の確認作業用として使用したものであるため、廃棄が適当

【知事部局所属保管 本庁（施行日後）】

	ページ 数	課名等	No	作成 年度	保存 期間	ファイル名	一次 選別 結果	二次選別結果			二次選別に対する実施機関の意見	
								選別判断理由	選別 結果	選別 基準	最終一次 選別	移管・廃棄 理由
20	598	移住促進課	51	R02	5	二段階移住、れんけいこうち広域都市圏構想	廃棄	県の重要施策である「移住促進」に関する公文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	二段階移住は高知市が実施する事業であり、協議録や高知市からの提供資料を綴じたファイルであるため、廃棄が適当。
21	670	南海トラフ地震対策課	43	R06	1	照会(事前復興室関係)	廃棄	県内の津波避難タワーに関する資料であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	TV局からの問い合わせに関する回答のみのファイルであるため、廃棄が適当。
22	798	歴史文化財課	16	R02	5	理事会・評議員会・運営協議会	廃棄	理事会・評議員会に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	土佐山内記念財団の理事会・評議員会に係る文書であり県が実施した施策に対するものでなく、毎年度開催されているもののため
23	800	歴史文化財課	57	R02	5	国指定文化財進達	廃棄	許認可、免許、承認等に関する文書であり、選別基準6に該当し、移管が適当。	移管	6	廃棄	届出に関する進達で、許認可が必要なものはないため、廃棄が適当。

一次選別と二次選別の結果が相違しているファイル一覧

資料 5

【知事部局所属保管 本庁（施行日後）】

	ページ 数	課名等	No	作成 年度	保存 期間	ファイル名	一次 選別 結果	二次選別結果			二次選別に対する実施機関の意見	
								選別判断理由	選別 結果	選別 基準	最終一次 選別	移管・廃棄 理由
24	800	歴史文化財課	66	R02	5	埋蔵文化財センター指定管理協定文書	廃棄	指定管理協定に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	毎年度実施されている業務に係る年度協定であるため、廃棄が適当
25	867	地域観光課	28	R02	5	室戸ジオパーク	廃棄	室戸ジオパークに関する文書であり、選別基準24に該当し、移管が適当。	移管	24	廃棄	令和元年度の活動実績や令和2年度の事業計画、次期実行計画などの総会資料等であり、廃棄が適当。
26	882	農業担い手支援課	75	R02	5	荒廃農地調査	廃棄	県内の荒廃農地の状況が分かる文書であり、選別基準16に該当し、移管が適当。	移管	16	廃棄	国からの調査（毎年の定例的な調査）なので「廃棄」が適当。
27	922	農産物マーケティング戦略課	96	R02	5	土佐の料理伝承人選定事業 2/2	移管	会計書類のため、廃棄が適当。	廃棄		移管	施行伺と成果品(DVD)が含まれており、NO95と同等に、県の食文化に関する文書であるため移管が適当。
28	960	林業環境政策課	126	R02	5	こうち山の日推進事業費補助金 ①	廃棄	森林環境税の用途についてかかれていたものであり、軽微な改正ではあるが、当初の要綱が移管されてないため、選別基準19に該当し、移管が適当。	移管	19	廃棄	要綱改正ファイルが含まれておらず、選別基準に該当しないため、廃棄が適当。
29	960	林業環境政策課	128	R02	5	こうち山の日推進事業費補助金 ③	廃棄	森林環境税の用途についてかかれていたものであり、軽微な改正ではあるが、当初の要綱が移管されてないため、選別基準19に該当し、移管が適当。	移管	19	廃棄	要綱改正ファイルが含まれておらず、選別基準に該当しないため、廃棄が適当。
30	986	木材産業振興課	79	R02	5	土佐備長炭ブランド化推進事業委託	廃棄	県の施策に関する資料であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	備長炭生産にかかる研修の実施を委託する事業であり、選別基準12には該当しないため、廃棄が適当。
31	1083	道路課	76	R06	1	R6ミッシング10県知事会議	廃棄	「高速道路のミッシングリンクを解消し日本の再生を実現する10県知事会議」への提出資料の確認に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	高速道路ミッシングリンク10県知事会議は鳥取県が事務局の団体である。各県作成の資料は高知県政策提言資料のリメイクであり、県の施策や事業に影響は無く、廃棄が適当。

一次選別と二次選別の結果が相違しているファイル一覧

資料 5

【知事部局所属保管 出先機関（施行日前）】

	ページ 数	課名等	No	作成 年度	保存 期間	ファイル名	一次 選別 結果	二次選別結果			二次選別に対する実施機関の意見	
								選別判断理由	選別 結果	選別 基準	最終一次 選別	移管・廃棄 理由
32	1150	衛生環境研究所	68	R2	5	所報	廃棄	衛生環境研究所の調査、研究等に関する文書であり、選別基準16に該当し、移管が適当。	移管	16	廃棄	所報の紙の成果物は別途行政資料として提出しているため廃棄が適当

【教育委員会事務局 本庁（施行日前）】

	ページ 数	課名等	No	作成 年度	保存 期間	ファイル名	一次 選別 結果	二次選別結果			二次選別に対する実施機関の意見	
								選別判断理由	選別 結果	選別 基準	最終一次 選別	移管・廃棄 理由
33	1452	人権教育・児童生徒課	77	R2	5	スクールロイヤー・申請書及び決定書	廃棄	いじめ防止対策に関する文書であり、選別基準12に該当し、移管が適当。	移管	12	廃棄	令和2年度以降、毎年度継続的に実施している事業であるため、廃棄が適当。